

入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第1章		6	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	要求水準書P99 第6節余熱利用設備において場外余熱供給設備は削除されていますが、「処理に伴い発生する余熱を利用して施設内外へ行うための施設」とあります。施設外へは具体的にどのような余熱利用を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	誤記となります。 エネルギー回収型廃棄物処理施設の定義は、以下のとおり修正します。 なお、要求水準書p.2「第2章 用語の定義 No.5 エネルギー回収型廃棄物処理施設」も同様です。 「可燃物（生ごみを含む）を処理対象物として焼却処理するとともに、処理に伴い発生する余熱を利用する施設の総称をいう。」
2	6	第2章	6	(5)	(オ)	「本施設に搬入された不燃物残渣、埋立ごみ等を・・・・・・運営事業者が所有する車両に積み込み、運営事業者が本市の指定する最終処分場に運搬するものとする。」とありますが、費用算出のため最終処分場の場所（距離）、想定される運搬頻度、車両の仕様等ご教示ください。	最終処分場の場所（距離）については、入札説明書等の解釈に関する補足資料p.1「1 入札説明書 No.5」のとおりととなります。 運搬頻度及び車両の仕様はご提案ください。 なお、現清掃センターにおける埋立ごみの運搬頻度（運搬台数）は不明であり、運搬車両は4tダンプとなります。 また、埋立ごみ量の令和6年度実績は、128.52t/年となります。
3	6	第2章	6	(5)	(オ)	「本施設に搬入された不燃物残渣、埋立ごみ等を・・・・・・運営事業者が所有する車両に積み込み、運営事業者が本市の指定する最終処分場に運搬するものとする。」とありますが、最終処分場での処理費用は発注者との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりで。
4	6	第2章	6	(5)	(オ)	「本施設に搬入された不燃物残渣、埋立ごみ等を・・・・・・運営事業者が所有する車両に積み込み、運営事業者が本市の指定する最終処分場に運搬するものとする。」とありますが、日田市の指定する最終処分場が日田市以外の場合、搬出先の自治体の許可や登録等の必要性についてもご教示願います。	本市が指定する最終処分場は、本市内を想定しています。 ただし、本市外となる場合は、別途協議とします。
5	6	第2章	6	(5)	(カ)	「マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性の選別残渣をエネルギー型廃棄物処理施設に搬送し・・・・・・」とありますが、搬送は車両を使用して搬送するという理解でよろしいでしょうか。	車両による運搬を想定していますが、運搬方法はご提案ください。
6	12	第4章	4	(1)		参加資格の確認に於いて、「令和4年11月18日付で本市が公募した「日田市新清掃センター整備・運営に係る見積等調査」に参加したこと。」とありますが、令和4年11月18日付の公募に応じて提出した共同企業体の構成(追加等)変更は可と考えてよろしいでしょうか。	入札参加希望者に令和4年11月18日付で本市が公募した「日田市新清掃センター整備・運営に係る見積等調査」に参加した企業を含んでください。 なお、ご質問が令和6年1月25日付の入札公告に応じて提出した共同企業体の構成を指すのであれば可とします。
7	12	第4章	4	(2)	参加資格の確認	「各証明書の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3カ月以内とする」と記載がありますが、納税証明書の写しについても3カ月以内のものとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりで。
8	16	第5章	2	(4)	イ 運営期間における保証	(市からの追加説明)	契約保証金の運営期間における保証は、以下のとおり修正します。 「運営事業者は、運営業務委託契約に定める契約金額の総額を20で除した額の10分の1以上の額を運営期間における各事業年度につき、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付すること。」
9	27	第8章	4	(1)	提案書	「参加資格確認結果通知書に記載された受付グループ名（以下「受付グループ名」という。）を右下欄に記入する。」とありますが、今回再度交付されるという事でしょうか。それとも前回交付頂いたグループ名を引き続き使用してよろしいでしょうか。	受付グループ名は再度交付します。
10	33	別紙2	2	(2)	※2	エネルギー回収型廃棄物処理施設で処理されるマテリアルリサイクル推進施設からの可燃性残渣について計量方法をご教示ください。	運営業務委託料の算定において、「マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性残渣」は、入札説明書p.34「別紙2 2 (2) ※4」の計算式の「エネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入される処理対象物量」に含まれて計算されます。そのため、運営業務委託料を算定する際には、「マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性残渣」の量を個別に算定する必要はありません。 ただし、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性残渣の実績量を把握するため、本施設の計量機による計量をお願いします。

入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	6	第1部	第3章	第2節. 2	(8) エ	清掃業務（一部、本市で実施）は、本市の居室関係と想定しますが、居室関係とは具体的にご教示ください。	管理棟内の本市の「事務室」とします。
2	6	第1部	第3章	第2節. 2	(8) ク	多目的広場の管理とありますが、具体的にどのような管理を想定されていますか。ご教示ください。	清掃（草刈り等を含む）等による美観維持に加え、公共施設として通常求められる警備・防犯等を想定しています。
3	7	第1部	第3章	第4節. 1	(2) 面積	入札説明書等の解釈に関する補足資料の 2 要求水準書のNo4において、「確定測量の結果が2025年9月末以降に確定する予定」と回答がありましたが、建築確認申請には確定測量の結果が必要となるため、事業契約締結の2025年12月までに確定測量の結果を提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	2026年1月末までに提示する予定です。
4	18	第1部	第4章	第2節. 1-1	(2) 計画ごみ量	P18に「なお、現日田市清掃センターでは、可燃性粗大ごみの処理の一部（主に火災や災害時に比較的大量に搬入されてくる可燃物）を、可燃性粗大ごみ用の切断機とは別に「添付資料 6 移動式破砕機仕様書及び稼働時間」に示す移動式破砕機を用いて処理しており、可燃性粗大ごみの処理量として考慮すること。」とありますが、可燃物処理量15,746t/年には、可燃性粗大ごみも含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	18	第1部	第4章	第2節. 1-1	(2) 計画ごみ量	「※現清掃センターにおいて、ストックヤードから焼却施設に搬送している可燃性の選別残渣の搬送回数及び重量の実績（令和 5 年度）を以下に示す。」とありますが、可燃性の選別残渣の主なものの内容及び発生場所をご教示願います。	可燃性選別残渣は、粗大ごみ解体・選別後の木材やプラスチック類が主になります。 その他、搬入物を入れていたビニール袋等もあります。 主な発生場所は、粗大ごみのストックヤードとなります。
6	20	第1部	第4章	第2節. 1-1	(3) 計画ごみ質	「 ■参考： 紙類の分別強化に伴い、令和16年度時点の計画ごみ質は以下のとおりとなる。なお、令和11 年度から令和16 年度までは、計画ごみ質は直線的に変動するものと想定すること。」とありますが、各年度の計画ごみ質を参考までにご教示願います。	令和11年度から令和16年度までは、計画ごみ質は直線的に変動するものと想定ください。
7	30	第2部	第1章	第1節. 1-3	(2)	「設計を行う管理技術者及び照査技術者の資格要件は、建築士法による一級建築士」とありますが、管理、照査の範囲は土木建築設計の範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	30	第2部	第1章	第1節. 1-3	法定資格者の配置	「（3）運営事業者は、工期開始前に必要となる下記の資格者を配置すること。ア 第3種電気主任技術者」と記載がありますが本施設としての電気主任技術者の配置として工事計画書（需要設備、発電設備）については6.6kV受電となるので対象外であり、常用発電設備の計画もないことより今回、これらの届出は不要と考えます。 但し、ばい煙発生施設に該当する非常用発電設備の工事計画届出は対象となりますが非常用のため使用前自主検査、安全管理審査の対象外となります。そのため電気主任技術者は工事開始前に選任する必要もありません。電気主任技術者の選任については工事期間中のしかるべき時期また非常用発電機の工事計画届書の申請が必要となりますのでこららを申請する時期を考慮して選任することで宜しいでしょうか。尚、本工事における仮設工事用電源（高圧）を設置する前には別途有資格者（電気主任技術者）を配置します。	要求水準書にて第3種電気主任技術者の設置を求めたのは「工期開始前」ではなく「工事開始前」です。 左記のご質問を受け、法的に必要な資格者を設置することで可とします。
9	30	第2部	第1章	第1節. 1-3	法定資格者の配置	「（3）運営事業者は、工期開始前に必要となる下記の資格者を配置すること。ア 第3種電気主任技術者」とありますが、建設事業者が配置してもよろしいでしょうか。	可とします。No. 8をあわせてご参照ください。
10	31	第2部	第1章	第1節. 2	(3)	「必要に応じ、家屋調査や地下水調査を行うことの」とありますが、想定される家屋調査地域がございましたらご教示ください。	家屋調査は本事業の建設工事（搬入車両通行含む）に伴う家屋の被害を懸念したものであり、主旨を踏まえ、必要に応じた調査範囲を想定してください。
11	35	第2部	第1章	第2節. 1	(1) 電気	「高圧受電に関する工事負担金について（1千万円（税別））は建設事業者の負担とする」とありますが、本負担金額は電力会社と協議済と解釈してよろしいでしょうか。1千万円（税別）を超過する負担金が発生した場合は貴市の負担と解釈してよろしいでしょうか。	前段については、電力会社との協議を行った上で、工事負担金額を設定しています。 後段については、お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12	37	第2部	第1章	第3節. 3	安全衛生管理	「建設事業者は、その責任において工事の安全に十分配慮し、作業員等への安全教育を徹底し、労務災害や近隣への二次災害が発生しないように努めること」とありますが、隣接している西側の調整池のフェンスの設置は工事着手時に完了していると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	50	第2部	第1章	第6節. 2-6	14 非常用発電機	14 非常用発電機の試験方法について負荷しゃ断試験及び負荷試験を行うとの記載がありますが本試験については工場での試験記録とし、現地試験としては消防用設備等試験結果報告書の様式に準じた試験方法を行い、使用開始前の消防検査の合格をもって性能試験に代えるものとさせていただきたく、実施において協議させていただいてよろしいでしょうか。（今回非常用発電機については使用前自主検査、安全管理審査の対象外となります）	要求水準書とおりとします。
14	68 164	第2部 第2部	第2章 第5章	第1節. 9 第1節. 1	(19) (5)	入札説明書等の解釈に関する補足資料の 2 要求水準書のNo138において「浸水域にない場合には非常用発電機は1階に設置してもよろしいでしょうか。」の質問に対して「可とします。」と回答を得ています。また、No139において「浸水対策を講じた場合には非常用発電機は1階に設置してもよろしいでしょうか。」の質問に対して「可とします。」と回答を得ています。 これらの回答を踏まえて、建設予定地は貴市ハザードマップでは浸水想定域に該当しないため、電気室や受変電室も非常用発電機と同様に1階に設置してもよろしいでしょうか。または、浸水対策を行うことを前提に電気室や受変電室は1階に設置してもよろしいでしょうか。	非常用発電機、電気室、受変電室については、浸水対策を行うことを前提に、事業者の責にて1階の設置を可とします。 なお、建設予定地周辺におけるハザードマップは、付近に建物がないことから調査対象外となっており、過去には浸水の罹災履歴があります。
15	74	第2部	第2章	第2節2-3	ごみ投入扉 (8)ナ	「ごみ投入扉前において、搬入車両の内面及び外面を収集者が自ら水洗し、拭き上げを行えるよう、ごみ投入扉毎に洗車設備を設置すること。」とありますが、投入扉毎の洗車設備は、散水栓＋ホース＋散水ノズルでよろしいでしょうか。また、ごみ投入扉（3か所）の間に設置することで、散水栓は2か所でよろしでしょうか。 なお、P132の洗車専用スペースについては、洗車設備（高圧洗浄）を計画します。	ごみ投入扉前の洗車設備は、各投入扉（3基）毎に設置するものとし、プラットホームの床洗浄装置（高圧水噴射式）と兼用とします。 また、可燃性粗大ごみ切断機付近の床洗浄を行うため、可燃性粗大ごみ切断機付近にも床洗浄装置（高圧水噴射式）1基の設置をお願いします。 仕様は要求水準書p. 80「2-9 床洗浄装置」と同じとします。
16	102	第2部	第2章	第7節. 3	(4)ア 余裕	「熱容量は、計算上必要量に対して、〔 20% 〕以上の余裕を持たせること」とありますが、余裕率を大きくすることで設備が過剰となり、適正な排ガス温度バランスの維持が困難になることが考えられますので、ごみ質・ごみ量の変動に対応できる必要十分な余裕をもたせることを前提に余裕率は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
17	107	第2部	第2章	第8節	灰出設備	「なお、焼却灰及び飛灰の資源化時において、資源化先の受入基準を満たさない等の事業者の責により、やむを得ず焼却灰又は飛灰を最終処分等する場合に追加が必要となる費用は、事業者の負担とする。」とありますが、「入札説明書等の解釈に関する補足資料」No. 109にて「資源化先が決定していないため、受入基準は貴社の経験から、通常想定される条件を設定してください。」と回答がありますが、実際に資源化となり弊社の経験から通常想定される条件より厳しくなった場合は、免責になると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、実施設計時に想定条件について協議します。
18	113	第2部	第2章	第8節. 8	(3)イ 有効容量	107頁において、飛灰は資源化でなく、最終処分を前提にすることになっています。飛灰処理物ピットと飛灰貯留槽の合計で基準ごみ2炉定格運転時の7日分の有効容量にすることで、飛灰貯留槽の有効容量を事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
19	115	第2部	第2章	第8節. 11	(6) 特記事項 ア	(3) 運転時間が12h/日に変更となりましたが、特記事項についても「1日最大発生量を12時間で処理できること。」と読み替えるとの理解でよろしいでしょうか。	「1日最大発生量を12時間で処理できること。」と読み替えていただきますようお願いします。

入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
20	115	第2部	第2章	第8節. 11	混練装置 (6) ア	「1日最大発生量を5時間で処理できること。」とありますが、(3) ウ 運転時間 12h/日と記載がありますので、「・・・12時間以内で処理できる こと。」が正と考えてよろしいでしょうか。	No. 19をご確認ください。
21	129 160	第2部 第2部	第2章 第4章	第11節. 8-3 第2節. 4	(1) ウ (2)	129頁ウ特記事項（ア）において「ITV装置の映像や中央制御室のモニタ コンソール画面を映せるものとする」の記載があり、（エ）において 「プロジェクターの映像は、壁に直接投影するものとし、画質が落ちない よう考慮すること」とあります。一方、160頁のITVモニター設置場所 の表において、大会議室の電動スクリーンが削除され、(2)特記事項ア において「大会議室には見学者案内用にプロジェクターと電動スクリー ンを設置すること」の記載があり、イにおいて「大会議室のプロジェク ターはLCDコンソール（中央制御室）の運転管理画面（プラント系、建 築設備系）の受信ができるように計画すること」とあります。 以上の記載において、以下の認識でよろしいでしょうか。 ・大会議室には、プロジェクターを設置する ・壁に直接投影するため、大会議室にはスクリーンを設置しない ・ITV装置の映像は大会議室のプロジェクタには表示しない ・大会議室のプロジェクターはLCDコンソール（中央制御室）の運転管 理画面（プラント系、建築設備系）の受信できるようにする	以下のとおりとお考え下さい。 ・大会議室には、プロジェクターを設置する。 ・壁に直接投影するため、大会議室にはスクリーンを設置しない。 ・ITV装置の映像は大会議室のプロジェクタに表示できるようにする。 ・大会議室のプロジェクターはLCDコンソール（中央制御室）の運転管 理画面（プラント系、建築設備系）の受信できるようにする。
22	129	第2部	第2章	第11節. 8-5	ごみ搬入車両のモニタ リング用カメラ (3)	ごみ搬入車両のモニタリング用カメラについて事業計画区域（用地範 囲）内に設置するものとし、設置場所については実施にて協議させてい ただくとの理解でよろしいでしょうか。	可とします。
23	130	第2部	第2章	第11節. 9	再生可能エネルギーに よる発電装置 (5) ア	「本施設内の建築物の屋上を最大限活用し、太陽光発電を実施するこ と」とありますが、太陽光発電の設置場所は経済性を考慮し、事業者提 案としてもよろしいでしょうか。	可とします。
24	132	第2部	第2章	第11節	13 洗車設備	ごみ投入扉前の洗車設備については個別に設けず、プラットホーム床洗 浄装置の水栓を兼用とし、各投入扉毎に床洗浄用の水栓を設ける提案を してもよろしいでしょうか。 【床洗浄用水栓：20L/分（水量）×0.25MPa（水压）】	No. 15をご確認ください。
25	132	第2部	第2章	第11節	13 洗車設備(4) イ 4車庫	「洗車は、プラットホーム内における搬入車両 1 台分の洗車設備にて実 施することを基本とし、・・・」とありますが、使い勝手や経済性を考 えて、プラットホーム内ではなく、車庫棟の一部を増設し、洗車スぺ ースを計画してもよろしいでしょうか。	不可とします。
26	135	第2部	第3章	第2節. 2-1	プラットホーム シ	処理不適物の一時保管スペースは、面積を確保することを前提に仕切り 壁を設けない提案をしてもよろしいでしょうか。	可とします。
27	137	第2部	第3章	第2節. 2	ストックヤード (5) 特記事項 イ	「マテリアルリサイクル推進施設の建屋とストックヤード（リターナブル びん）は扉で出入りができるようにする。」とありますが、対象は人 の出入りと考えてよろしいでしょうか。	市民が直接搬入するリターナブルびんは、マテリアルリサイクル推進施 設内に搬入し、搬入時間終了後に事業者が建屋の外のストックヤード （リターナブルびん）に運びますので、その際の出入り等を想定してい ます。 なお、この際の運搬は、人力によるものを想定していることを踏まえ、 ご提案ください。
28	141	第2部	第4章	第1節. 3	(3) 高圧変圧器盤 (ウ) 照明等用変圧器	照明用変圧器において（単相三線）の記載がありますが本仕様又は電源 側での負荷電流の平衡を考慮した（三/二相：スコットトランス）仕様 を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
29	145	第2部	第4章	第1節. 6	低圧動力設備	低圧動力設備において「インバータ容量は所要電動機容量に対して十分 大きい容量のものとする」とありますが、所要電動機容量よりインバー タメーカーの選定表に基づいた型式を選定するものとしてよろしいで しょうか。	可とします。
30	151	第2部	第4章	第1節. 11	電気配線工事 (1) キ	「制御回路の端子あげは透明被覆端子を使用すること」とありますが、 丸型圧着端子（被覆無し）にマークチューブを設置する施工方法として よろしいでしょうか。	可とします。

入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
31	152	第2部	第4章	第1節. 11	電気配線工事（2）ウ	「ケーブルラックには必要に応じてカバーを設けること」とありますが、カバーを設置する場所として安全面を考慮して人の手が届く箇所を主として設置する計画でよろしいでしょうか。	実施設計で協議のうえ、決定します。 左記の他、屋外での直射日光に曝露されている場合や、落下物等が想定される部分にも必要と考えます。
32	152	第2部	第4章	第1節. 11	電気配線工事（2）タ	「屋外の盤、配管、機器類は重耐塩構造とすること」とありますが、本施設建設予定地は塩害地域ではありませんので屋外の盤についてはP151 8 盤の構造（1）イ記載のSUS製とし防水を考慮した仕様とし、屋外の配管についてはP151 11 電気配線工事(2)ア記載の溶融亜鉛メッキ鋼管（GP）（塗装無し）を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
33	158	第2部	第4章	第2節. 3-3	周辺機器（管理用コンピュータシステム）	管理端末のネットワークインターフェイスが[1000BASE-TX]となっていますが、一般的に使用されている同じ通信速度(1Gbps)の1000BASE-Tとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
34	160	第2部	第4章	第2節. 5-1	(3) ヒーター付雨量計	ヒーター付雨量計には「気象庁検定品」とあります。検定は5年毎に再取得する必要があるため、検定品としての活用を想定されていないのであれば、非検定品のご提案をお認めいただけないでしょうか。	可とします。
35	174	第2部	第5章	第2節. 1-2	(10) 工作室	「工作室は建屋外部に面する部屋とし、自然光を有効に取り入れること」とありますが、物品の搬出入が問題なくできることおよび自然光のかわりに十分な照明を確保することを前提に、建屋外部に面しない部屋とすることをお認めていただけないでしょうか。	可とします。
36	174	第2部	第5章	1-2	(11) 見学者通路・ホール	「見学者通路の有効幅員は〔 2.5 〕m 以上とし、柱がある場合には有効幅員〔 1.8 〕m 以上を確保すること。」とあり、P176では「見学者通路の有効幅員は、柱がある場合を含め〔 1.8 〕m 以上とすること」とありますが、見学者通路の幅員は〔 2.5 〕m 以上とし柱等で狭くなる部分の有効幅員を〔 1.8 〕m 以上とするものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	180	第2部	第5章	第2節. 2	2-2構造計算（2）	「構造種別、高さにかかわらず、建築基準法同施行令の「高さ31mを越え、60m以下の建築物」に指定された計算手順により行う。」とありますが、工場棟及び管理棟が適用対象と考えてよろしいでしょうか。	工場棟（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）及び管理棟が適用対象ということで、お見込みのとおりです。 ただし、他の建物についても、構造計算は実施してください。
38	182	第2部	第5章	2. 5	(6) 建具 ク	「見学者用窓はステンレス製、・・・」とありますが、見学者通路と工場エリア区画壁以外(見学者通路⇄中央操作室など)の見学者窓はアルミ製でも可と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
39	199	第2部	第5章	第4節. 3	昇降機設備	昇降機設備は「工場棟の必要な箇所に、人荷用エレベーター（必要に応じ設置）及び見学者用エレベーターを設置すること」とありますが、見学者用エレベーターは管理棟に設置し、工場棟の見学者通路内での上下階移動がない場合は、見学者用エレベーターは工場棟には設置しなくてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	200	第2部	第5章	第4節	(別表 1) 建築機械設備設置箇所(参考) 工作室	建築機械設備設置箇所（参考）において、「工場棟の工作室に空調（冷房・暖房）を設置する」との記載がありますが、P174.(10)工作室では、「イ 工作室での作業に伴い、粉じん等に考慮した換気設備を設けること。」とありますので、工作室は、粉じんに等に考慮した換気のみ計画とし、工作室には空調（冷暖房）は設置しないものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
41	203	第2部	第5章	第5節. 3-1	3-1 照明設備 (5) カ	高所に取り付ける照明器具に関して「故障した場合の取替方法にも配慮した器具を選定すること。」とありますが、水銀灯等で使用されていた昇降装置は製造が終了しています。高天井LED照明は器具全体交換がメーカー標準の為、現状では対応できる製品がありません。実際に高天井照明器具を購入する時点で取替方法に配慮された製品がある場合には採用する考えでよろしいでしょうか。または既に想定された製品がありましたらご教示願います。	実際に高天井照明器具を購入する時点で、取替方法に配慮された製品がある場合には採用をお願いします。
42	210	第3部	第1章	第1節. 4	保険等への加入	保険契約の内容については、運営事業者が保険契約締結前に確認を取るという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
43	210	第3部	第1章	第1節. 5	緊急時の対応 (6)	「地震、風水害、その他の災害における処理体制等を整備すること。」とありますが、想定されている処理体制の整備をご教示ください。	ご提案ください。
44	210	第3部	第1章	第1節. 5	緊急時の対応 (7)	「本市の指示によるエネルギー回収型廃棄物処理施設の運転の停止（複数回）を想定すること。」とありますが、その理由をご教示ください。	気象条件により排ガスの拡散効果が下がることが懸念される場合、市として一時的な停止が必要と判断する可能性があるためです。
45	210	第3部	第1章	第1節. 6	想定されるリスク回避・緩和	「運営期間を通じて想定されるリスクを解析し、その解消・緩和策を講じること。その検討結果を本市に報告すること。」とありますが、どのタイミングで報告するのか、ご教示ください。	ご提案ください。
46	211	第3部	第1章	第1節. 9	本市への協力	自家用発電実績等の作成とありますが、非常用発電機の実績という意味でしょうか。ご教示ください。	「運営事業者は、電気関係報告規則に基づく書類、自家用発電実績等の作成及び報告について、申請に対しては本市に全面的に協力すること。」を削除します。
47	211	第3部	第1章	第2節. 2	(2) 電気主任技術者	電気主任技術者については、電気保安協会などの外部委託も可能との理解でよろしいでしょうか。	可とします。 入札説明書等の解釈に関する補足資料p. 10「2 要求水準書 No. 37」もご参照ください。
48	213	第3部	第1章	第3節. 1	(5) サ その他業務	「生活環境調査の事後調査」とありますが、事後調査は運営事業者が行うのでしょうか、その場合の事後調査の具体的な内容についてご教示ください。	「生活環境影響調査の事後調査」は、記載を削除します。
49	214	第3部	第1章	第4節. 3	(5) 財務諸表	財務諸表について、今回の運営事業はSPCではないため運営事業者の財務諸表を提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 あわせて本事業の収支報告を求めます。詳細は協議して決定します。
50	218	第3部	第2章	第2節. 2	搬入管理	(市からの追加説明)	羽毛布団が可燃物として持ち込まれた場合、ラベルを確認し、引取業者が示す割合以上のダウンを含む羽毛布団は、マテリアルリサイクル推進施設に搬送し、ふとん回収袋に詰めて、マテリアルリサイクル推進施設内の空きスペースに保管をお願いします。 また、ふとん回収袋が5袋程度溜まったら本市職員に連絡してください。本市職員が回収の手続きを行います。 なお、現清掃センターでは、ダウン50%以上の場合に資源化しています（引取業者により、ダウンの割合が変わる可能性があります）。
51	218	第3部	第2章	第2節. 2	搬入管理 (1)	「プラットホーム内及び本施設周辺において、要員を配置して、ごみ搬入車両を誘導・指示する。」とありますが、添付資料12 本市が想定する人員配置計画(運営時)に記載の受入監視員(プラットホーム班長+係員)の2名が対応するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、ご質問の内容に限らずご提案ください。
52	225	第3部	第2章	第4節. 3	(1) 修繕・更新計画	「・・・・及び運営期間終了時点において、終了後1年間は、次期運営業者が適切な点検、修繕等を行いながら使用すること」とありますが、機能上問題なければ機器や建物についての使用に伴う劣化については範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	226	第3部	第2章	第5節. 1	余熱利用	P99 第6節余熱利用設備において場外余熱供給設備は削除されていますが「将来、余熱を売買する等で収入が得られた場合、その収入は本市のものとする。」については、誤記と考えてよろしいでしょうか。 また誤記でない場合には、余熱売却先の候補等があればご教示ください。	誤記となります。 当該記載については、削除とします。
54	228	第3部	第2章	第7節. 1	(3) エ	運営事業者の各会計期間の財務書類について 弊社は、上場企業ではありませんので、監査報告書は存在しません。ご理解いただきますようお願いします。	可とします。 ただし、運営事業者の各会計期間の財務書類は提出してください。
55	228	第3部	第2章	第7節. 4	情報発信	「当該ホームページでは、公害監視盤に表示されるデータを公開することとし」とありますが、連続測定データ、定期測定データの混合表示という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 要求水準書p. 129「8-4 公害ほかモニタリング装置（公害監視盤）（屋内、屋外設置等）」の「ウ 表示項目」の表示をお願いします。

入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
56	230	第3部	第2章	第8節. 6	施設見学者対応	「見学者の申込受付、日程調整を含め、運営事業者が行うこと。」とありますが、小学生の社会見学、一般見学等の対応全てと理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、行政視察は本市の対応とします。
57	230	第3部	第2章	第8節. 6	施設見学者対応	「運営事業者による見学者対応は、月～金の8：30～17：00を想定すること。」とありますが、祝祭日の見学者対応はしないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	230	第3部	第2章	第8節. 7	施設見学以外の住民の施設利用	入札説明書等の解釈に関する補足資料 2 要求水準書No. 254には「多目的広場は利用時間の指定をしていません。」と記載されていますが、多目的広場の利用用途によって、その管理（利用・開放時間）は事業者が設定するものと考えてよろしいでしょうか。	本市と協議の上で決定します。
59	230	第3部	第2章	第8節. 7	施設見学以外の住民の施設利用	「多目的広場の利用や会議室の貸し出しなど、施設見学以外の住民の施設利用の対応は、運営事業者が実施すること。」とありますが、施設利用にあたり有償・無償についてご教授下さい。また施設（多目的広場、会議室）利用の目的について制限（飲食不可等）があればご教示ください。	前段について、施設利用の有償・無償は検討中ですが、有償の場合、料金徴収は本市が実施することを想定しています。 後段について、特に制限はありませんが、会議室の貸出は市民に限定します。
60	230	第3部	第2章	第8節. 7	施設見学以外の住民の施設利用	「多目的広場の利用や会議室の貸し出しなど、施設見学以外の住民の施設利用の対応は、運営事業者が実施すること。」とありますが、施設利用の内容によっては人の配置が必要と思われます。想定される施設利用の内容、運営事業者の関わり方についてご教示ください。	多目的広場の施設利用の内容は、No. 2をご参照ください。 会議室の施設利用の内容は、会議や講習会等での利用を想定しています。 運営事業者は、施設利用の予約受付、清掃をお願いします。
61	232	添付資料一覧	添付資料2	マテリアルリサイクル推進施設処理フロー（案）	缶以外のカナモノ	（市からの追加説明）	缶以外のカナモノについて、マテリアルリサイクル推進施設内で「※選別作業なし」となっておりますが、搬入される以下の小型家電については、可能な範囲で本体とコードを分け、フレコンバックに入れる作業の実施をお願いします。フレコンバックが12袋程度溜まったら本市職員に連絡してください。本市職員が回収の手続きを行います。 1 携帯電話（携帯電話、PHS端末） 2 電話機（電話機、ファクシミリ） 3 ラジオ（ラジオ） 4 デジタルカメラ（デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ） 5 映像用機器（HDDレコーダー、DVDプレーヤー、VHSプレーヤー） 6 小型音響機器（携帯音楽プレーヤー、イヤホン、ヘッドホン、補聴器） 7 補助記憶装置（USBメモリ、メモリーカード、外付けハードディスク） 8 電子書籍端末（電子書籍端末） 9 電子辞書（電子辞書、電卓） 10 電子血圧計（電子血圧計、電子体温計） 11 理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気シェーバー、電動歯ブラシ） 12 懐中電灯（懐中電灯） 13 時計（電子・デジタル時計） 14 ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機） 15 カー用品（カーナビ、カーテレビ、カーステレオ） 16 付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器）

入札説明書等に関する質問回答（第１回）

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
62	232	添付資料一覧	添付資料8	現清掃センターにおけるストックヤードの状況及び新清掃センターでの必要面積	びん・ペットボトル埋立ごみ	備考に「新清掃センターでは、びん・ペットボトルと埋立ごみは別々に保管する」とありますが、保管場所は隣接しますが仕切り壁は設けないものと考えてよろしいでしょうか。	積込作業等の効率性を確保したうえで、仕切り壁の有無はご提案ください。

入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）

3 落札者選定基準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	8	第4章	表3		②公害防止基準の確実な遵守と環境保全対策	【数値】有効煙突高さ（基準ごみ、負荷率100%運転時）】とありますが、「■参考：紙類の分別強化に伴い、令和16年度時点の計画ごみ質は以下のとおりとなる。なお、令和11 年度から令和16 年度までは、計画ごみ質は直線的に変動するものと想定すること。」とありますので、煙突有効高さを計算する基準ごみを提示願います。また、評価の基準は煙突有効高さが高い方が良いと考えてよろしいでしょうか。	前段の有効煙突高さを算出する際の基準ごみ質は、要求水準書p. 19「（3）ア 低位発熱量、三成分、単位体積重量」及びp. 20「（3）イ 元素組成」の値とします。 後段の評価の基準については、お見込みのとおりです。

入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	第2号	[3/5]	7		添付書類	代表企業及び協力企業について必要な書類として、法人登記簿謄本とありますが、会社の新体制に関して法務局の手続きの関係上、法人登記簿謄本の発行が参加資格確認申請書受付最終日以降になってしまう場合、参加資格申請書受付時では旧体制の法人登記簿謄本を提出させていただき、新体制の謄本が発行され次第差し替えさせていただきませんか。 また上記謄本に関連して更新される代表者などの情報や書類についても同様に、参加資格申請書受付時では旧体制時のものを提出させていただき、後日差し替えさせていただきませんか。	前段、後段ともに可とします。
2	第3号-2-1 第3号-2-2				予定する建設事業者の構成（必要により） (1) (2)	参加グループ内で共同企業体を構成しない場合、本様式の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	第3号-3-1 第3号-3-2				予定する運営事業者の構成（必要により） (1) (2)	参加グループ内で共同企業体を構成しない場合、本様式の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	第13号	別紙1			入札価格参考資料	入札説明書の13頁に「入札価格のうち、設計・施工業務に係る対価（建設費）には電力会社との工事負担金10,000,000円（消費税及び地方消費税額を含まない。）を含めること」とありますが、当該様式に記載枠がないため、新たに記載枠を作成して工事負担金10,000,000円を記載することによろしいでしょうか。	別枠で記載枠を追加してください。
5	第14号-1	費用明細書	固定費 i	b	その他の費用	本項目では、事務費、ホームページ作成・維持費、現場管理費、を計上との理解でよろしいでしょうか。	ご質問は第14号-1-7（別紙2）「費用明細書（固定費 i）b その他の費用」を指すと想定し回答します。 基本的にお見込みのとおりですが、入札説明書p.33「別紙2 2（2）ア運營業務委託料A」を踏まえ、必要な費用をご質問の内容に限らずご提案ください。
6	第14号-1	費用明細書	固定費 ii	b	その他の費用	本項目では、環境測定費、関連業務費、法定点検費等を計上との理解でよろしいでしょうか。	ご質問は第14号-1-7（別紙2）「費用明細書（固定費 ii）c その他の費用」を指すと想定し回答します。 基本的にお見込みのとおりですが、入札説明書p.33「別紙2 2（2）ア運營業務委託料A」を踏まえ、必要な費用をご質問の内容に限らずご提案ください。 なお、法定点検費は対象機器等を踏まえ、固定費 ii に含めるか固定費 iii に含めるかをご提案ください。
7	第14号-1	費用明細書	固定費 iii		補修費	本様式に定期点検・整備費及び予備品・消耗品を計上との理解でよろしいでしょうか。また、法定点検費は上記、固定費 ii その他の費用で計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご質問は第14号-1-7（別紙3）「費用明細書（固定費 iii（補修費用））」を指すと想定し回答します。 基本的にお見込みのとおりですが、入札説明書p.33「別紙2 2（2）ア運營業務委託料A」を踏まえ、必要な費用をご質問の内容に限らずご提案ください。 なお、法定点検費は対象機器等を踏まえ、固定費 ii に含めるか固定費 iii に含めるかをご提案ください。

入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）

5 基本契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
						質問はありませんでした	

入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）

6 建設工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	3	4		—	契約の保証	(市からの追加説明)	最新の「日田市公共工事請負契約約款」に基づき、以下に示す項の追加と、追加に伴う項番号の修正を行うものとし、建設工事請負契約書（案）の追加修正は、落札者との契約協議時に行います。 「2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。」
2	6	10	1	—	現場代理人及び主任技術者等	(市からの追加説明)	No. 1と同様の理由により、落札者との契約協議時に以下のとおり建設工事請負契約書（案）を修正するものとします。 「受注者は、本工事に関し、現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者（監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項 第2号 に規定するものをいう。以下同じ。））及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、書面をもってその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者（監理技術者）又は専門技術者を変更したときも同様とする。」
3	13	25	1	—	賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更	「発注者又は受注者は、履行期間内で本建設工事請負契約締結の日から12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。」とありますが、入札説明書等の解釈に関する補足資料P36 6 建設工事請負契約書（案）NO. 10において「物価変動の起算日は、入札提案書の受付締切日とします」とありますので、本建設工事請負契約締結の日を入札提案書の受付締切日と考えてよろしいでしょうか。	本条項に基づき変更の請求をできるのは、原文のとおり、本建設工事請負契約締結の日から12月を経過した後となります。 入札説明書等の解釈に関する補足資料p. 36「6 建設工事請負契約書（案） No. 10」の回答における「物価変動の起算日」とは、請負代金額の物価水準を示す時点を指しており、物価変動の起算日は入札提案書の受付締切日です。
4	13	25	1	—	賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更	「発注者又は受注者は、履行期間内で本建設工事請負契約締結の日から12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。」とありますが、内閣府民間資金等活用事業推進室 令和6年7月3日事務連絡【P F I 事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について】において「どの時点の物価を「サービス対価」の改定の基準とするかについては、契約締結日のほか契約締結日よりも前の入札公告日等とすることが考えられる。入札公告日等とすることにより、物価変動をよりの確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられる。〔契約ガイドライン P. 88〕」とありますので、事業者のリスク低減のために入札公告日を物価変動の起算日とさせていただけないでしょうか。	No. 1のとおりとします。
5	17	34	3	—	前金払及び中間前払い金	(市からの追加説明)	落札者との契約協議時に以下のとおり修正するものとします。 「受注者は、第1項の規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10分の 2 以内の中間前払金を発注者に請求することができる。」
6	17	34		—	前金払及び中間前払い金	(市からの追加説明)	No. 1と同様の理由により、以下に示す項を追加と、追加に伴う項番号の修正を行うものとし、建設工事請負契約書（案）の追加修正は、落札者との契約協議時に行います。 「2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。」

入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）

6 建設工事請負契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
7	18	35	1	—	保証契約の変更	(市からの追加説明)	No. 1と同様の理由により、落札者との契約協議時に以下のとおり建設工事請負契約書（案）を修正するものとします。 「受注者は、前条 第6項 の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。」
8	18	35		—	保証契約の変更	(市からの追加説明)	No. 1と同様の理由により、以下に示す項を追加と、追加に伴う項番号の修正を行うものとし、建設工事請負契約書（案）の追加修正は、落札者との契約協議時に行います。 「3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。」
9	18	36	1	—	前払金の使用等	(市からの追加説明)	No. 1と同様の理由により、落札者との契約協議時に以下のとおり建設工事請負契約書（案）を修正するものとします。 「受注者は、前払金を本工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働災害補償保険及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を越える額及び中間前払金を除き、本工事の現場管理費及び一般管理費等のうち本工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。」
10	20	39条の2	2	—	債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則	(市からの追加説明)	No. 1と同様の理由により、落札者との契約協議時に以下のとおり建設工事請負契約書（案）を修正するものとします。 「前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が要求水準書等に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び 第4項 の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。」
11	20	39条の2	5	—	債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則	(市からの追加説明)	No. 1と同様の理由により、落札者との契約協議時に以下のとおり建設工事請負契約書（案）を修正するものとします。 「第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証制限を延長するものとする。この場合においては、第35条 第4項 の規定を準用する。」

入札説明書等に関する質問回答（第 1 回）

7 運営業務委託契約書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	4		—	契約の保証	(市からの追加説明)	最新の「日田市公共工事請負契約約款」に基づき、以下に示す項を追加し、追加に伴う項番号の修正を行うものとします。なお、運営業務委託契約書（案）の追加修正は、落札者との契約協議時に行います。 「2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。」
2	2	4	3	—	契約の保証	(市からの追加説明)	落札者との契約協議時に以下のとおり運営業務委託契約書（案）を修正するものとします。 「受注者が第 1 項第 3 号又は第 4 号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は 第60条 第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。」
3	6	15	2		指定公金事務取扱業務	「徴収事務を行うにあたり、～指定の手続きに必要な書類等を発注者に提出しなければならない」とありますが、地方自治施行令第173条等によると、その要件として財産的基礎を有すること、公金事務の知識と経験を有すること、公金事務の実績を有すること、公金事務に係る業務体制を有すること等の書類を提出とされています。貴市会計規則第33条の4、「指定納付受託者の指定」によると、手続きに要する書類等が確認出来かねるため、本取扱い者の指定手続きに要する書類等をご教示いただけないでしょうか。	提出書類は、受注者に示します。